

## 令和6年度 事業計画

### 1 基本方針

新型コロナウイルス感染症の発生件数が、令和5年に入り、前年比及び前月比を下回るようになり、感染症法上の位置づけも2023年5月8日に「5類」に移行したことに伴い経済活動も徐々に戻ってきてる状況であります。しかし、今後も感染症対策をしながら日常生活を両立をしていく必要があります。

そのような状況下で、シルバー人材センターは生きがい・健康づくりの就業の実現と継続をさせていかなければなりません。

また、当町でも急速に進んでいる少子高齢化と人口の減少の中で、健康寿命を延ばし就業するシルバー人材センターの活躍は、大いに期待されています。

シルバー人材センターの役割は、高齢者が自ら培った豊富な知識・経験・技術を最大限に活かせるよう「臨時的かつ短期的又は軽易な業務」に係わる就業の機会提供することにより、働くことを通じ健康で生きがいのある生活の実現と地域社会の活性化に貢献することです。

シルバー人材センターの会員が元気で就業する事は、健康寿命が伸び医療費等の節減にもつながりその効果は計り知れないものがあります。

令和6年度の当シルバー人材センターは、会員数の拡充・就業拡大が最大の重要課題であります。特に会員拡大の取り組みについては、3年間におよぶコロナ禍の影響、また、雇用情勢の変化によって、新規登録会員数も伸び悩みのところであります。会員数や契約金額、特に公共の受注件数については、コロナ禍前に戻す方針であります。

就業はしたいが、体力の衰えや就業機会の減少などにより未就業の会員を「ゴールド会員」として今年度から設けました。また、シルバー人材センターの「事業推進計画」の作成を進めて行き、将来の課題の対応や円滑な事業運営の指針策定を今後進めて参ります。策定することにより、会員の抑制や就業拡大を進めて行きます。

近年は、デジタル化に世の中が動いているため、シルバーに於いてもデジタル化を推進して参ります。少しでも、デジタル化に慣れるため講習会や、会員同士の勉強会の実施を進めて行きます。

今年度10月からは、フリーランス新法の施行が予定されており、郡内の各シルバー人材センターと連携をとり準備を進めて参ります。

## 2 重点事項

- (1) 会員数の拡充
- (2) フリーランス新法の対応
- (3) 自主・自立の組織づくり
- (4) 受注拡大と就業率の確保
- (5) 財務基盤の強化

## 3 シルバー人材センター事業

### (1) 会員数の拡充

会員数は、シルバー人材センターの財務基盤の根幹をなすものであり、拡充を図ることは不可欠でありますので、会員拡大推進委員会を設立し、積極的に取り組みます。

- ①会員拡大推進委員会の積極的活用
- ②町の広報誌「いちかい」やチラシを活用した会員募集の推進
- ③退会会員の抑制（会員の面談・理由の確認）

### (2) フリーランス新法の対応

- ①フリーランス新法の施行が令和6年10月から実施されるので、内容の再確認を行い移行に支障をきたさないよう取り組みます。
- ②デジタル化を活用し、事務の効率を図る。
- ③スマートフォンによる口座確認等講習会の実施

### (3) 自主・自立の組織づくり

全員参加自主運営組織として職群班や理事会及び各委員会の強化等組織の活性化に努めます。

- ①理事会の活性化
- ②リーダーを中心とした職群班活動（グループ就業）の育成
- ③普及啓発月間「シルバーの日」をはじめとしたボランティア活動の実施

### (4) 受注拡大と就業率の向上

新たな就業を獲得すべく基本に忠実に誠意をもって就業し、依頼者から信頼を得られるよう努めます。

- ①会員による1人1仕事就業開拓
- ②高齢者活用・現役世代雇用サポート事業による派遣事業の拡大
- ③職業紹介事業の推進や新たな職種拡大に向けた取り組み
- ④身近なところからの、訪問・声掛けによる掘り起こし活動の実施
- ⑤一般家庭へのシルバー人材センター事業PRチラシの配布

#### (5) 安全・適正就業の確認

安全適正就業は、シルバー人材センターの事業運営の基本であり、法令を遵守した事故のない就業に努めるとともに、一人でも多くの会員に就業機会を提供できるよう公平化・適正化に努めます。

- ①会員の安全適正就業基準の周知と遵守
- ②安全研修会や技術講習会を通じた安全意識の再確認
- ③安全パトロールによる安全就業の確認 年4回
- ④健康管理及び健康診断の奨励
- ⑤ローテーション就業やワークシェアリング（仕事の分かち合い）の推進

#### (6) 財務基盤の強化

安定した事業展開をするため財務基盤の強化を図ります。

- ①事業運営の効率化による経費の節減
- ②補助金の確保

### 4 法人運営

定款に定める当センターの事業目的に沿って運営できるよう、次の会議を開催する。

#### (1) 理事会

業務執行状況や会員の入会承認など当センターの事業運営にとって重要な案件を審議・決定するため定例理事会を年4回程度開催する。

#### (2) 総会

定期総会を年1回開催する。